

定

款

曉 飯 島 工 業 株 式 會 社

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、暁飯島工業株式会社と称し、英文では、AKATSUKI EAZIMA CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 冷暖房設備工事、衛生給排水設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事、エレベーター・エスカレーター設備工事、土木工事、建築工事、水処理設備工事、大気汚染防止設備工事、産業廃棄物処理設備工事および上下水道工事の設計並びに施工
- (2) 前号に掲げる設備に関する機器類の販売並びに輸出入
- (3) 前各号に掲げる設備および機器類の保守管理
- (4) 建築物清掃、建築物空気環境測定、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽清掃、建築物ねずみこん虫等防除および建築物環境衛生一般管理等の建築物衛生維持管理
- (5) 防災設備の保守管理並びに保安警備
- (6) 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介および管理
- (7) 他の事業への投資並びに資金の貸付および運用
- (8) 損害保険代理業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営並びにコンサルティング
- (11) 太陽光発電事業及び売電事業
- (12) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,800,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という）することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- 2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は、水戸市内またはこれに隣接する地においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。以下「監査等委員でない取締役」という。）は、7名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補欠の監査等委員)

- 第23条 当会社は、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 2 補欠の監査等委員である取締役の選任決議については、第21条の規定を準用する。
- 3 第1項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第25条 取締役会は、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、取締役の全員（当該事項について議決に加わることができる者に限

る。)が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役または顧問の委嘱)

第29条 取締役会の決議をもって、当会社に相談役および顧問を置くことができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(重要な業務遂行の決定の委任)

第32条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 当社は、会計監査人の報酬等を、監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

(電子提供措置の経過規定)

第1条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過規定)

第 2 条 第 69 期定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 39 条の定めるところによる。